

## 聴覚障害学生の意思表示支援—支援担当教職員の役割とは—

企画者	白澤麻弓（筑波技術大学） 甲斐更紗（九州大学） 吉川あゆみ（関東聴覚障害学生サポートセンター）
司会者	有海順子（山形大学） 甲斐更紗（九州大学）
話題提供者	太田琢磨（愛媛大学 バリアフリー推進室） 木谷 恵（立命館大学 障害学生支援室） 益子 徹（日本社会事業大学大学院） 松崎 丈（宮城教育大学）
指定討論者	金澤貴之（群馬大学）

KEY WORDS: 意思表示支援 合理的配慮 聴覚障害学生

### 【企画趣旨】

2014年に日本は「障害者の権利に関する条約」に批准し、2016年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が施行された。それに伴って、高等教育機関では障害を理由とする差別の禁止と、合理的配慮の提供が課せられるようになった。合理的配慮は、障害者権利条約第2条において「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義づけられている。課題となっているのは、障害のある人の意思の表明である。障害者差別解消法第7条第2項、第8条第2項によると、自らの困難や必要な配慮について意思表示することが重要であるとされている。

高等教育機関においても、障害のある学生本人からの意思表示があって初めて合理的配慮の提供が行われるとされている。しかし、(1)障害特性の理解、(2)周囲から支援を受けることへの抵抗と内なる障壁、(3)大学進学に伴う支援リソースの変化への予測（佐々木ら、2016）が困難といった、意思表示を困難にする要因があるがゆえに、支援実践の蓄積があるとされている聴覚障害学生支援においても、意思表示に至らない聴覚障害学生の存在が多く、聴覚障害学生の意思表示に対応し、建設的な対話がなされているとは言い難い。聴覚障害学生からの「意思表示」を待つのではなく、大学教職員からによる「意思表示」を促す支援が必要である。聴覚障害学生への意思表示を支援することによって、聴覚障害学生に対する教育効果を高めながら主体性の形成をはかることができ、より一層合理的配慮の提供が円滑になることが考えられる。

そこで、「聴覚障害学生支援の実践がある大学での意思表示支援の実態に関する調査結果」、「初回面談での対応」、「周りの学生との関係性の促進」、「意思表示に見る当事者性」について話題提供をしていただくと共に、文科省の障害のある学生の修学支援に関する検討会の第二次まとめ（2017）を踏まえた上で、聴覚障害学生の意思表示支援における大学教職員の役割、そして支援の本質、新たな支援の展開について議論を行いたい。

### 【話題提供者の趣旨】

#### 1. 各大学における意思表示支援の実態に関する調査結果（益子徹）:

聴覚障害学生支援の実績がある支援担当教職員（6大学13名）に意思表示支援の実態調査を行ない、支援担当教職員が行っている聴覚障害学生への働きかけや、学内で調整し工夫している具体的な支援内容の傾向、各大学における

意思表示支援の共通点などを明らかにした。それらについて報告する。

#### 2. 初回面談での対応の視点から（太田琢磨）:

入学決定後もしくは支援が必要になった段階で行われる初回面談は、高等教育機関での支援の導入を円滑に進めていく上で重要な時間である。支援希望に関する意思表示を引き出すために心がけること、また、合意の形成に向けたプロセス作りの進め方を通して、支援担当教職員が行うべき事柄について提案したい。

#### 3. 周りの学生との関係性の促進の視点から（木谷恵）:

多くの大学で聴覚障害学生は、同じ学生による「ピア・サポート」による情報保障などの授業支援を受けている。授業やサークル活動など、同じ場や時間を共有する周りの学生から受ける支援の形は、ピア・サポートとは言わなくても、社会に出てから職場などで続き得るものである。ピア・サポートにおける聴覚障害学生と支援者との関係は友人同士や先輩—後輩関係ともなり、この関係性の中でより有効な支援を模索していく。健聴者との関わりを苦手とする聴覚障害学生もいる中、支援者との関係を円滑にするための支援が非常に重要となる。支援担当教職員にはどのようなアプローチが可能か、ピア・サポートに力を入れ取り組んでいる立命館大学の例を紹介したい。

#### 4. 意思表示に見る当事者性（松崎丈）:

前掲の第二次まとめでは「意思表示」を「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明」としている。その表明は、聴覚障害学生にとって現実の問題状況を、意思表示をめぐる過去の体験との対話の中で認識し、表明する特定の相手に自己開示を実践する—「当事者性」を発揮する—ことを意味すると考えられる。支援担当教職員が教育的視点で意思表示の場面における「当事者性」の問題状況にどのように対処していくかについて、筆者の実践事例をもとに話題提供する。

### 【指定討論者の趣旨】

群馬大学の聴覚障害専門担当教員として、聴覚障害学生との面談を行い、支援方法の合意形成を日々行っている立場であり、障害認識の変容過程に応じた支援方法のあり方について継続的に研究を進めている金澤氏に指定討論をいただく。

【付記】本研究は、平成28年度PEPNet-Japanモデル事例構築事業「聴覚障害学生の意思表示支援～支援担当教職員の役割を中心に～」の一環として実施したものである。

(SHIRASAWA Mayumi, KAI Sarasa, YOSHIKAWA Ayumi, ARIUMI Junko, OTA Takuma, KITANI Megumi, MASHIKO Toru, MATSUZAKI Jo, KANAZAWA Takayuki)